

※鉛筆以外のボールペン等(消せるボールペンは不可)で記入して下さい。記入を間違えた場合は、修正液や修正テープを使用せず二重線で訂正して下さい。

相模原市 奨学金給付申請書・同意書

相模原市教育委員会 宛て

私は、相模原市奨学金条例第5条の規定により奨学生を希望するので、「申請の手引」の内容を理解した上で、申請します。
また、相模原市奨学金の決定審査及び奨学金の給付期間中において、教育委員会が申請者及び申請者の保護者(申請者が成年の場合は、申請者の生計を維持している者。)並びに世帯構成員に関わる、住民情報、課税情報、生活保護情報について関係機関に確認を行うこと、奨学生の決定後において、奨学生の修学状況について在籍中の学校に対し調査を行うこと、教育委員会が知り得た奨学生の情報について、相談支援機関と情報を共有することについて同意します。

申請日		年		月		日		
申請者	フリガナ・氏名(自署又は記名・押印)			生年月日		在籍(卒業)中学校		
				年 月 日		中学校 学園		
	住 所			〒 -		連絡先(携帯可)		
						()		
	第1志望校 (入試を受けることが決まっていなくても、もっとも行きたいと考えている学校を記入)		学校名称	入学予定年月		年 月		
		課程	□ 全日制 □ 定時制 □ 通信制		卒業予定年月		年 月	
		キャンパス名 (通信制課程の場合)	大学入学資格最短取得予定年月 (修業年限が3年を超える学校に入学される人のみ記入)		年 月			

※申請者が成年(満18歳以上)の人⇒「保護者」欄には、申請者の生計を維持している人を記入してください。
なお、申請者本人が生計を維持している場合は、「保護者」欄の記入は不要です。

申請者の保護者(申請者が成年の場合は、申請者の生計を維持している者。)及び世帯構成員は、上記の同意事項について同意します。

記入 対象者	フリガナ 氏名(自署又は記名・押印)			申請者との 続柄	生年月日	勤務先・学校	2025年1月1日の 住民登録地																					
			市内				市外																					
(保護者 1)					年 月 日		□	□	※市外の場合は課税証明書の添付が必要(二〇〇七年四月二日以降生まれの人を除く)																			
	□ 申請者と同居		連絡先 (携帯可)							()																		
	□ 申請者と別居 ⇒		住所																									
※記入。保護者1の欄の場合、配偶者を空を					年 月 日		□	□																				
	□ 申請者と同居		連絡先 (携帯可)							()																		
	□ 申請者と別居 ⇒		住所																									
(世帯構成員 が同じ世帯の人 を申請者・保護者を除く)					年 月 日		□	□																				
										年 月 日		□	□															
														年 月 日		□	□											
																		年 月 日		□	□							
									年 月 日														□	□				
																									年 月 日		□	□

生活保護の受給状況 □ 受給していない □ 申請中 ※生活保護“受給中”の世帯の人は、この奨学金の給付対象外です。

教育委員会 使用欄	生活保護	□可 □不可	添付書類	□無 □1 □2 □3 □4 □5()	受付印			
	修学資格	□可 □不可	住所資格	□可 □不可	所得資格	□可 □不可		
	備考			確認① / /()確認② / /()				
	奨学生番号	学校番号	審査結果	締切日	26	受付番号		
	2 6		□決□不□保(未/証)	□① □②				

添付書類

申請にあたり、該当理由を確認するために添付書類が必要な場合があります。以下の①～④を確認し、必要な場合は添付書類を申請書とあわせて提出してください。
次のいずれにも該当しない人は、添付書類は不要です。

詳しくは、手引の5～6ページ
を確認してください

該当事項

添付書類

①世帯に令和7年1月1日時点で相模原市に住民登録がなかった人がある

「令和7年度課税（非課税）証明書」
の写し

②世帯に令和6年1月～12月の間に日本国外での収入があった人がある

令和6年1～12月の収入が分かる書類
（コピー可・翻訳文付）

③市（区町村）県民税の減免決定を受けている人がある

「令和7年度減免決定通知書」の写し
と
減免後の「令和7年度税額決定通知書」の写し

④住所に関するやむを得ない事情がある場合

【事例】

- ・保護者が単身赴任や療養等のためやむを得ず本来の世帯から別居している
- ・災害のため本来の住所地に住民登録をしたまま相模原市内に居住している
- ・DVのため、住民基本台帳事務における支援措置を受けている

住民票（相模原市に住民登録がない人の分）
※マイナンバーの記載がないもの

第1回締切:2026年1月16日(金)

最終締切:2026年3月11日(水)



※最終締切の場合は、入学支度金の支給時期が高等学校等入学後となります。

★申請書を郵送で教育委員会学務課へ提出（持参も可）

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
相模原市教育委員会 学務課 就学支援班

